

荒尾市国際交流推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の国際交流団体等が行う国際交流事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、荒尾市補助金等交付規則（平成20年規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する国際交流団体及びそれに準ずると市長が認める団体（以下「国際交流団体等」という。）とする。

- (1) 代表者及び構成員が、原則として市民であること。
- (2) 主たる活動の場が市内であること。
- (3) 過去1年間に国際交流の実績があること。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げるものとし、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。ただし、国、地方公共団体又はそれに準ずる団体から補助を受けているもの並びに特定の政治、宗教活動及び営利事業であるものを除く。

- (1) 国際交流イベント事業 国際交流団体等が市内において開催する、外国人との相互理解を深め、異文化理解を促進するための交流事業、講演会、セミナー等をいう。
- (2) 研修生・留学生交流事業 国際交流団体等が行う、市内に在住する外国からの研修生又は留学生と市民等が交流を深めるための事業をいう。
- (3) 国際化に有益な資料等の作成事業 国際交流団体等が、外国人のための生活ガイド、観光案内パンフレット、地図等を作成する事業をいう。
- (4) その他事業 前3号までに掲げる事業以外の事業で、国際交流の推進に資すると市長が認める事業をいう。

2 同一の団体に対する補助は、同一年度内で1事業のみとする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の対象となる経費は、国際交流の実施に要する経費のうち、会場借上料、バス等借上料、通信運搬費、消耗品費、印刷費、機材リース代、広告宣伝費、講師謝礼金、通訳・翻訳料等（贈与目的の物資購入費、支援金等に充てる経費を除く。）とする。

2 補助率は、前項の経費の2分の1以内とする。なお、補助額に1,000円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額とし、一の補助事業につき10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をする場合に提出しなければならない書類は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、過去1年間の国際交流実績書とする。

2 交付申請書その他必要な書類の提出期限は、原則として実施事業開催予定日の1月前までとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内（3月に実施した事業については、同月31日まで）とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。